

「羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)」素案への
パブリックコメントと市の見解一覧

	意見・要望等の内容	市の見解
1	<p>素案6ページ「時期に応じた戦略」の表中「大阪府内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期」の戦略の記載に「大阪府と連携し、患者の入院措置(略)外出の自粛要請や施設の使用制限等(略)各般の対策を講じます。」とありますが、特措法では、これらは都道府県の権限なので、市が講じることはできないのではないかですか。</p> <p>大阪府が講じるこれらの対策に協力するとか、国及び都道府県の要請に応じ、適宜協力するとか市がする具体的な内容(「外出の自粛要請の周知や公共施設の使用制限等の協力をを行い」など)表現を考えたほうがいいのではないかですか。</p> <p>1 その他の箇所においても、市行動計画においては実際に事案が発生したときに混乱しないよう、国・都道府県・市町村の役割分担、権限の有無について齟齬のないようにしておく必要があると思います。</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法において、定められている制限は都道府県の権限となります。同法以外に政府行動計画、政府行動計画ガイドライン、大阪府行動計画を参考に本市行動計画を作成しており、各行動計画において、市町村の役割として学校や施設の使用制限についての記載があることから本市行動計画においても位置付けているところです。</p>